

令和2年度 筑西市建設工事入札契約評価委員会（議事録）

筑西市 総務部 契約検査課

1. 日 時 令和3年1月28日（木） 午前9時40分から
2. 場 所 筑西市役所本庁舎4階403会議室
3. 委 員 林委員（司法・行政書士）
永井委員（税理士）
大島委員（主婦）
吉田委員（大学教授）
4. 議 事 抽出事案 11件

（内訳） 一般競争入札 7件

指名競争入札 3件

随意契約 1件
5. 応対者 総務部次長、契約検査課長、契約検査課員5名

(別紙)

No.1 一般競争入札(土木一式工事)

【元年第14号井出蛸沢地内道路改良舗装工事】

意見・質問	回答
<p>発注方法について、紙入札と電子入札はどのように使い分けしているのか。</p>	<p>筑西市電子入札実施要綱の規定により、設計金額500万円以上は電子入札、設計金額500万円未満は紙入札で取り扱うことを原則としております。</p>
<p>発注方法について、一般競争入札と指名競争入札はどのように使い分けしているのか。</p>	<p>筑西市建設工事一般競争入札実施要綱の規定により、設計金額1,000万円以上は一般競争入札、設計金額1,000万円未満は指名競争入札で取り扱うことを原則としております。</p>
<p>落札金額とは僅差でありながら、最低制限価格未満のため無効となった入札がある。このような状況について、どのように考えているか。</p>	<p>筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱(以下「最低制限価格設定要綱」という。)の規定により、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内において、最低価格をもって入札した者を落札候補者としております。</p> <p>よって、規定のとおり処理した結果であり、やむを得ないものと考えております。</p>
<p>無作為係数を乗じて最低制限価格を設定することによって、入札金額が当該価格未満となり、入札が無効になった者もいるが、当該係数についてどのように考えているか。</p>	<p>無作為係数とは、公正な入札執行への信頼性の向上を図るために導入したものです。最低制限価格については、最低制限価格設定要綱において、予め設定した最低制限基本価格に、開札時に行うくじ引きにより決定した当該係数を乗じて設定することとしています。</p> <p>よって、規定のとおり処理した結果であり、やむを得ないものと考えております。</p>

No.2 一般競争入札（土木一式工事）

【石塔地内防火貯水槽新設工事】

意見・質問	回答
<p>無作為係数による階差はどのくらいあるか。</p> <p>入札金額が最低制限価格未満のため無効になった入札が多数ある。当該価格がもう少し低ければ、より安価な金額で発注できたのではないかと思うがどうか。</p>	<p>無作為係数は、最低制限価格設定要綱において、0.9950 から 1.0049 までの間で規定しております。</p> <p>最低制限価格については、ダンピング防止や下請け業者の締め付け等を防ぐ目的で設定するもので、その算出方法等については、国のモデルに則り最低制限価格設定要綱に規定しております。</p>

No.3 一般競争入札（管工事）

【アルテリオ冷却塔更新工事】

意見・質問	回答
<p>工事の工期は。</p> <p>何基更新したのか。</p> <p>耐用年数は。</p>	<p>令和元年12月5日から令和2年3月25日までの112日間となります。工期開始から3月上旬までを準備期間とし、その後、2週間程度、現場設置期間を設けて、試運転、稼働というスケジュールとなっております。</p> <p>2基更新しました。</p> <p>これらの冷却塔は、アルテリオ開館当初から稼働しており、初めての更新工事となります。公式に出ているものではありませんが、10～15年程度と考えています。</p>

No.4 一般競争入札（建築一式工事）

【筑西市立関城中学校プール整備工事】

意見・質問	回答
<p>受注者である田中・森特定建設工事共同企業体の出資比率はどのくらいか。</p> <p>電気・機械設備を分離発注した理由は。</p> <p>地元業者には配慮しているか。</p> <p>2者による特定建設工事共同企業体としたのはなぜか。</p>	<p>代表構成員は65%、構成員は35%です。</p> <p>一括発注という方法もありますが、発注金額、施工時期、施工方法等を鑑みて分離発注としました。</p> <p>市内業者の育成という観点から、入札参加条件については、市内業者2者による特定建設工事共同企業体としております。</p> <p>筑西市競争入札参加業者指名選定委員会（以下「指名選定委員会」という。）において、工事の規模等を鑑みると、技術力を結集し安定的な施工を図る必要があると判断したため、筑西市建設工事の入札に係る共同企業体の取扱い等に関する要綱（以下「共同企業体取扱要綱」という。）に基づき、2者による共同企業体としました。</p>

No.5 一般競争入札（建築一式工事）

【嘉田生崎公民館整備工事】

意見・質問	回答
<p>現在、嘉田生崎公民館の事務所がアルテリオに移動しているが、今後どのような予定か。</p> <p>嘉田生崎公民館と小学校部の接続部分についてはどのような状況か。</p> <p>市内における他の小学校についても同様の工事が進んでいるのか。</p>	<p>本工事において、公民館事務室も改築しておりますので、工事完成後はアルテリオから移転する予定です。</p> <p>直接廊下等ではつながってはおりませんが、小学校の一部を改築し、公民館として利用しています。</p> <p>公民館整備工事については、他の学校についても計画的に進めております。</p>

No.6 一般競争入札（電気工事）

【第1号創設成田浄水場ポンプ設備等更新工事（再度入札）】

意見・質問	回答
<p>当初の入札が不調となった理由についてはどのように考えているか。</p> <p>当初、設置した業者はどこか。</p>	<p>当初の入札参加条件については、共同企業体取扱要綱に基づき、市内業者2者による特定建設工事共同企業体としましたが、参加申請者から辞退届の提出があったため不調となりました。本件は、工事の専門性が高く、また、浄水場を稼働させながらの施工であり、かなりのリスクを伴うものであることから、辞退したものと考えております。</p> <p>本件を受注した業者が施工しました。</p>

No.7 一般競争入札（機械器具設置工事）

【第33号（修繕）明野浄水場 No.1 ろ過機ろ材交換工事】

意見・質問	回答
<p>落札率が100%であったことについてはどのように考えているか。</p> <p>参加業者が1者であることについてどのように考えているか。</p> <p>No.10との違いは。</p>	<p>確かに落札率は100%ではありましたが、電子入札での執行であるため、競争性は保たれているものと考えております。</p> <p>本件は浄水場に係る工事であり専門性が高いこと、また、取扱う材料も特殊であることから、参加業者が少なかったものと考えております。</p> <p>取扱う材料が異なります。</p>

No.8 指名競争入札（機械器具設置工事）

【下館駅前広場駐車場フラップユニット式駐車場設備更新工事】

意見・質問	回答
<p>市内業者が指名から外れている理由は。</p> <p>入札中止後の手続方法は。</p> <p>見積り合せの手順を確認したい。</p>	<p>指名業者の選定は、指名選定委員会で行っているところですが、本件の施工に当たり対応可能な専門業者として、市外・県外から指名したものと考えております。</p> <p>発注主管課において、設計書の不備に関し再度精査したところ、特に不備はないとの結論に至ったため、本入札において、唯一辞退を申し出なかった業者に対して意思確認を行い、見積り合せを実施の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約を締結しました。</p> <p>対象業者に金抜設計書を提示し、見積書の提出を受けております。なお、予定価格は事後公表としております。</p>

No.9 指名競争入札（解体工事）

【R元-解1 川島駅前市営住宅解体工事】

意見・質問	回答
<p>解体する建物の築年数は。</p> <p>川島駅前市営住宅における残りの解体状況は。</p> <p>跡地利用はどのように考えているか。</p> <p>今後、市営住宅の利用者は増えるのか、減るのか、その推移は。</p>	<p>昭和29年に建築されたもので、67年が経過しております。</p> <p>本件以外の市営住宅も、すべて解体済みとなっております。</p> <p>現在、担当課において検討中です。</p> <p>市営住宅の利用者については、申し込みを含め、減少傾向にあるものと聞いております。</p>

No.10 指名競争入札（機械器具設置）

【第 21 号（修繕）関城浄水場 No.1 ろ過器ろ材交換工事】

意見・質問	回答
<p>ろ材の種類はどのようなものか。</p> <p>指名競争入札としている理由はなぜか。</p>	<p>ろ材の種類については、役割に応じて数種類あります。</p> <p>設計金額により発注方法を決定しております。本件は、設計金額が 500 万円以上 1,000 万円未満でしたので、電子による指名競争入札としました。</p>

No.11 随意契約（水道施設工事）

【第 61 号 女方地内県道改良に伴う配水管布設替工事】

意見・質問	回答
<p>随意契約にした理由は。</p> <p>筑西市内の石綿セメント管についてはどのような状況か。</p> <p>石綿セメント管の撤去については、計画的に進められているのか。</p>	<p>本件の施工箇所は、施工中の県発注工事と同箇所であるため、同一業者に発注することにより、工期の短縮や経費の節減が図れることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用し、随意契約としました。</p> <p>現在の残延長は 16.9km ありますが、令和 7 年までにはすべての撤去を完了する予定です。</p> <p>担当課において計画を作成し、順次撤去作業を進めております。</p>